令和４年６月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和４年６月10日（金）　13時30分より

場　所　　松野町役場２階　議場兼大会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：12名　　欠席：１名

３．農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	出席
	3	蕨　生	金谷　純一	出席
	4	富　岡	加賀田幸二	出席
	5	吉　野	太田　善英	出席
	6	―	山崎　　匡	出席
	7	豊岡前	毛利　彰男	出席
	8	松　丸	山口　賢三	出席
	9	目　黒	河野　和平	出席
	10	豊岡後	森口　　泰	欠席
	11	延野々	石田　芳久	出席
	12	奥野川	滝口　博臣	出席
	13	―	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎　幸紀	出席
	松田　荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	欠席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　恒夫	出席

農業委員会事務局
農業委員会事務局長　　小西　　亨
農業委員会事務局次長　　中平　大介
農業委員会事務局主事　　岡本　　渉

４．議長選出他
議長　　村田　和宏
会議録署名委員　　太田　善英
山崎　　匡

会議書記　　岡本　　渉

５．閉会の日時
令和４年６月10日（金）　　14時10分

６．議事日程
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農用地利用集積計画（案）の承認について

７．会議の概要

小西事務局長	改めまして皆さんこんにちは。ただ今から定例の農業委員会総会を始めさせていただいたらと思います。開会にあたりまして村田会長のほうからご挨拶をお願い致します。
村田会長	こんにちは。田んぼのほうもほぼほぼ終わりまして、またこれから梅のほう、完熟梅の収穫や、延野々地区なんかで多くの方が作られとる桃の収穫が２、３人どうも収穫されよるみたいです。これからずんずんと桃の収穫が忙しくなってくると思いますけど、出来るだけ農地を荒さんように荒さんようにという考えでみなさんされとると思うんですけど、まだまだ農地のほうも結構荒れとるとこが多いんですけど、委員さん１人１人がちょっとしたできるだけ荒さんような方に作

ってもらうというような考えもお願いをしたいと思います。そうすると活動記録のほうの実績も上がりますので、よろしくお願い致します。お願いをしてこの会を始めたいと思います。

それでは議事録の署名委員ですが５番の太田委員さん、６番の山崎委員さんに議事録の署名をお願い致します。

４番の報告事項なんですけど、事務局のほうでありましたら。

小西事務局長　私のほうから１件ご報告をさせていただいたらと思います。６月30日に県の農業委員会の通常総会が開催されますが、その席上、優良農業委員の表彰がなされます。農業会議の会長賞という事で永年勤続で今回矢野副会長さんが受賞をされますのでご報告をさせていただいたらと思います。おめでとうございました。

（会場）　会場より拍手。

小西事務局長　ちょうど桃の時期に重なってなかなかご出席が難しいと伺っております。僭越ながら岡本君が代理で受賞して来る予定です。

村田会長　矢野委員さんが総会の時に表彰いうことです。ほか報告事項ありませんか。

もしあるようでしたらまたその他でもお願い致します。

早速議事のほうに入りたいと思います。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。番号２の延野々の委員さんから説明をお願いします。

石田委員　それではご説明を申し上げます。農地法第３条の規定による許可申

請について、番号２番、申請地大字延野々〇〇〇番、地目はすべて畑でございます。面積が220㎡、〇〇〇番107㎡、〇〇〇番19㎡、〇〇〇番489㎡、〇〇〇番2,833㎡。申請契約内容は所有権移転でございます。図については８ページをご覧下さい。申請者、譲受人、北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地、氏名〇〇〇さん年齢〇歳、譲渡人、松山市久保田町〇〇〇番地〇〇〇さん年齢〇歳。譲受人の営農状況等の詳細、農地の利用状況、農地面積2,268㎡うち畑が全部2,268㎡。作付け予定作物、柚子、桃。所有大農機具はなし。農作業に従事する者は本人でございます。周辺農地との関係、現状通り柚子園地として利用することとし、周辺への影響はない、他の農業者と協力し地域農業の維持・発展に努める。農地法第３条第２項第１号から７号には該当しません。以上ご審議のほどどうぞよろしくお願い致します。

村田会長　　続いて３番のほうの説明もお願い致します。

石田委員　　番号３番、申請地、延野々〇〇〇番、すべて地目は畑でございます、99㎡、〇〇〇番347㎡、〇〇〇番1,337㎡、〇〇〇番1,042㎡、〇〇〇番103㎡、〇〇〇番172㎡。申請契約内容は所有権移転でございます。図は９ページをご覧下さい。申請者、譲受人、北宇和郡鬼北町大字永野市〇〇〇番地〇〇〇さん年齢〇歳、譲渡人、松山市久保田町〇〇〇番地〇〇〇さん年齢〇歳。農地の利用状況は農地面積5,314㎡、田が4,906㎡、畑が408㎡。作付け予定作物は水稲、柚子、桃、野菜でございます。所有大農機具はトラクター、田植機、コンバイン。農作業に従事する者は本人、夫でございます。周辺農地との関係は現状どおり柚子及び桃園地として利用することとし、周辺への影響はない、他の農業者と協力し、地域農業の維持発展に努める。農地法第３条第２項

第１号から７号には該当しません。以上審議のほどよろしくお願い致します。

村田会長　いずれも譲渡人が松山市の〇〇〇さんになっとるんですけど、この申請について質問等ありましたら。

無いでしょうか。

無いようでしたら申請の通り許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。それでは２件とも許可ということでお願いを致します。

番号４豊岡の案件なんですけど事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　資料６ページをご覧下さい。本日森口委員さんが欠席なので私のほうから説明をさせていただきます。番号４番、申請地、大字豊岡、地番が〇〇〇番、地目畑、面積330㎡、〇〇〇番、地目畑、372㎡、〇〇〇番、畑、面積111㎡。所有権移転の申請となっております。図は10ページをご覧下さい。申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地株式会社〇〇〇、譲渡人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん年齢〇歳。譲受人の営農状況等の詳細ですが、農地の利用状況として農地面積19,205㎡、その内田が4,744㎡、畑が14,461㎡です。作付け予定作物は水稲、柚子、野菜。所有大農機具はトラクター、田植機、コンバイン。農作業に従事する者としては別紙のとおりという事で、後ほど説明しますが添付の資料をまたご覧いただいたらと思

います。周辺農地との関係ですが、現状どおり畑及び農業用倉庫として利用することとし、周辺への影響はない、農薬の使用については地域の防除方針に従うということです。

補足ですが10ページご覧いただいたらと思います。今回の地番で言いますと〇〇〇番の所なんですが、先ほど言いましたように倉庫が建てられております。もともと牛舎として利用されていたのをその後農業用の倉庫として現在まで利用されていたという事で、倉庫も一緒に購入されて、引き続き農業用の倉庫として利用されるということです。そのため農地法３条でまとめて今回の申請となっております。追加の説明として、お配りしております１枚ものの資料、参考と右肩に書いてありますが株式会社〇〇〇としての営農計画書というものをご覧いただいたらと思います。こちらに記載の内容は昨年の12月時点での内容ではございますが、法人さんが農地を取得されるということで、松野町では滅多に例がございませんし、新任の委員さんもおられますのでプラスで説明させてもらったらと思います。①として農業経営体の営農活動の現状及び目標という事で、令和８年までの目標を作っておられます。基本的には稲作、果樹類と露地野菜でございます。②番の経営の規模拡大に関する現状及び目標というとこで、具体的な生産の品目を上げておられます。水稲と柚子それから栗が面積的にはメインのところになりまして、続いてさつまいもやニンニクといった露地野菜等も行うというご予定でございます。農地については目標のところ、令和８年頃までには合計で560アール農地を集積したいということで計画をされております。続いて裏面をご覧下さい。裏面には経営の構成ということで構成員、役員さんを載せております。一番上の〇〇〇さんが会社代表の方でございます。この方は基本的に別の仕事で県外におられることが大半ですが、ゆくゆくはもう少し割合を増

やしたいというとこでございます。主に現状で主な作業を行っておられるのが〇〇〇さんという方になっております。〇〇〇さんこちらお二人のお父様でございます。この３人が主な会社の構成員となっております。雇用については記載のとおりです。最終的には臨時雇用も含めて延べ60人ほど雇用をされたいということで計画をされております。会社の状況としては以上でございまして、農地法の第３条第２項の第１号から第７号、そして株式会社〇〇〇の農地所有適格法人としての要件、会社形態でありますとか、農業従事者の年間の従事日数そういったところ含めまして全て問題無いということで確認をしております。合わせて先日森口委員さんとも現地を確認しまして、ちょうど〇〇〇さんも現場におられましたのでお話も聞きまして、今後の計画についても問題無いということで確認をしております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたけど、詳しい会社の構成や説明がありましたが、それ以上になんか質問等ありましたら。

ありませんか、聞きたいことは。

無いようでしたら申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　申請の通り許可ということでお願いを致します。

次の５番なんですけど吉野の案件は委員さんの本人による案件となります。農業委員会法第31条において「農業員会の委員は自己または同居の親族、配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」とされておりますので、該当の〇〇〇委員さんの退席

を求めます。

※ ○○○委員退席。

村田会長　それでは番号５番の申請なんですけど、これは吉野の委員さんのほうでお願いします。

太田委員　それでは７ページをご覧下さい。ナンバー５番、申請地大字吉野、地番○○○番、地目田、面積541㎡。申請契約内容、所有権移転。図は11ページをご覧下さい。申請者、譲受人、北宇和郡松野町大字蕨生○○○番地○○○さん○歳、譲渡人、北宇和郡松野町大字吉野○○○番地○○○さん○歳。譲受人の営農状況等の詳細、農地利用の状況、農地面積9,338㎡、田6,009㎡、畑3,329㎡。作付け予定作物は水稲、柚子となっておりますが本人は柚子を作りたいということです。所有大農機具トラクター。農作業に従事する者、本人。周辺地域との関係、今後は柚子の栽培を計画していて農薬の使用については、地域の防除方針に従うということです。農地法第３条第２項第１号から第７号まで該当しませんので、審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたが質問ありませんでしょうか。

誰も質問が無いようですので申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。それではこれで議案は終わったので、○○

〇委員さんの退席を解きます。

※ 〇〇〇委員着席

村田会長　　続きまして議案第２号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題と致します。事務局で説明をお願い致します。

岡本主事　　資料13ページをご覧下さい。農用地利用集積計画（案）の承認についてでございます。番号19番、貸人、八幡浜市若山〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、地目田、面積が1,466㎡です。賃貸借で５年と６ヶ月の契約となっております。図は15ページをご覧下さい。こちら新規の案件です。

続いて番号20番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、地目田、面積が1,783㎡です。賃貸借で３年と６ヶ月の契約となっております。図は16ページをご覧下さい、こちらも新規の案件です。

番号21番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人〇〇〇さん。利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、地目田、面積が2,561㎡。賃貸借で３年６ヶ月の契約となっております。図は17ページをご覧下さい、こちらも新規の案件です。

続いて番号22番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、貸人〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で面積が２筆合計で3,205㎡となっております。賃貸借で３年と６ヶ月の契約でございます。図は18ページをご覧下さい、こちらも新規の案件です。

続いて資料14ページです。番号23番、貸人、宇和島市明倫町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が蕨生の〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は畑で面積が３筆合計で1,408㎡となっております。こちら使用貸借で20年間の契約となっております。図は19ページをご覧下さい、こちらも新規の案件です。

続いて番号24番、貸人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が蕨生の〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目すべて田で面積は７筆合計で6,160㎡となっております。使用貸借の契約で６年間の契約となっております。図は20ページをご覧下さい、こちらも新規の案件です。

以上６件の申請でございます、ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明終わりましたけど、何か質問ありませんでしょうか。

松田推進委員　〇〇〇さん年数が20年なんですけど、20年後は98歳、途中で…

岡本主事　一応ご本人ともお話しながら出してもらってはおるんですけど、自分が管理できる限界まで自分でやるということで。貸人の方〇〇〇さん、お父さんが〇〇〇さんといって〇〇〇さんの丁度隣の家なんですけれども、本人も亡くなられて、お子さんも皆さん遠方に住まわれておるので、土地の管理がなかなか難しいということで、自分のほうでできうる限り土地の管理をすると。丁度お茶もありますので、お茶の収穫とかそういった事もされますので利用権設定の形にはなってお

りますけれども、そういう意味合いでの一応20年という事になっております。

金谷委員　補足的な事になるんですけど、98歳になるように書いてあるんですけど、その通りなんですが、今40代の息子さんもおられますので、絶対していただけると思っております。農業も手伝われておりますのでその辺はかまんかなと思っておりますので、ご了承いただいたらと思います。

村田会長　この方は認定農業者。

岡本主事　はい、そうです。

村田会長　認定農業者の方です〇〇〇さんは。元気にやってもらわないけんので、それからまた息子さんも後を継いでやってもらうのを期待しときます。

それでは計画の通り承認でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。それでは今日の議事のほうは終わりましたけど、その他で何かありましたら。

岡本主事　※事務局より活動記録簿の記入について説明。

村田会長　ほかその他で、無いようでしたら終わりたいと思います。

矢野副会長	今日はどうもお疲れさまでした。私は他の農家さんから相談を受ける事はあまり無くて、自分で農業委員としてどういう活動をしていくのがいいのかなと考えています。例えば私は女性ですので近所の人と話をして、「ちょっと病気になってアグリレスキューに頼んだんよ、今後どのようにしたらいいかね」という話を聞いたりして、自分が個人的にした些細なことでも農業委員として書かせていただくという事でいいんでしょうかね。ここに書いてあるような難しい事はなかなか無いので。 これから暑くなりまして熱中症がすごい今言われております。うちの主人もこの前熱中症で倒れまして救急車で運ばれましたけれども、水分をとにかくしっかりとって、予防しなさいとお医者様から言われました。これから農作業も忙しくなりますけれども、ほんとに体に気をつけて元気で農業委員の活動も農業の活動もお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。